

2 1 陳 情 第 6 号	議会改革に関する陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 2 月 2 0 日 受 理、 平 成 2 1 年 2 月 2 6 日 付 託
陳 情 者	新宿区大久保————— ————— —————
<p>(要 旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 陳情・請願等の用語を「提案」に改善してください。 2 継続審議は、理由と審議工程表を明示してください。 3 議会における全ての議論の要旨と賛否の議員名を明らかにして下さい。 <p>(理 由)</p> <p>(1) 議員は区の職員の仕事を、時代に遅れないよう、監視指導するのが役目だと思います。陳情とは「情を述べる」請願とは「願いを請う」との意で、昔の身分制度の名残りと思い現代に相応しく無いと思います。</p> <p>(2) 継続審議は、言葉通りに、形だけ審議して居る形を廃して審議の必要の有無を明確にして、審議内容に賛否有る場合は、内容と、議員名を明確にする必要があります。</p> <p>(3) 明治憲法は、お上のお言葉大切に、政治が進みましたが、新憲法は、市民が主権者で、役人は市民の税金で、雇われて居る公僕で、議員は、憲法・法律・条令等を作り、全体が、旨く機能して居るかを監視する役で、役所の情報公開は、個人の「プライバシー」以外・公務は、総て公開が原則で、公開不可の時は、説明責任が必要です。</p>	